

東京電力グループのめざすカーボンニュートラルと防災を軸とした「次世代まちづくり」

- 2050年カーボンニュートラル実現に向け、立地企業や地方自治体との協働のもと、地域の再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギーシステムを実装し、地域全体のカーボンニュートラル化・防災性能を強化することで、面的に地域課題を解決する新たな価値を提供してまいります。

これまでの活動

- ・単一地点・お客さまに対するエネルギーサービス
(電化・省エネ、カーボンニュートラル支援)

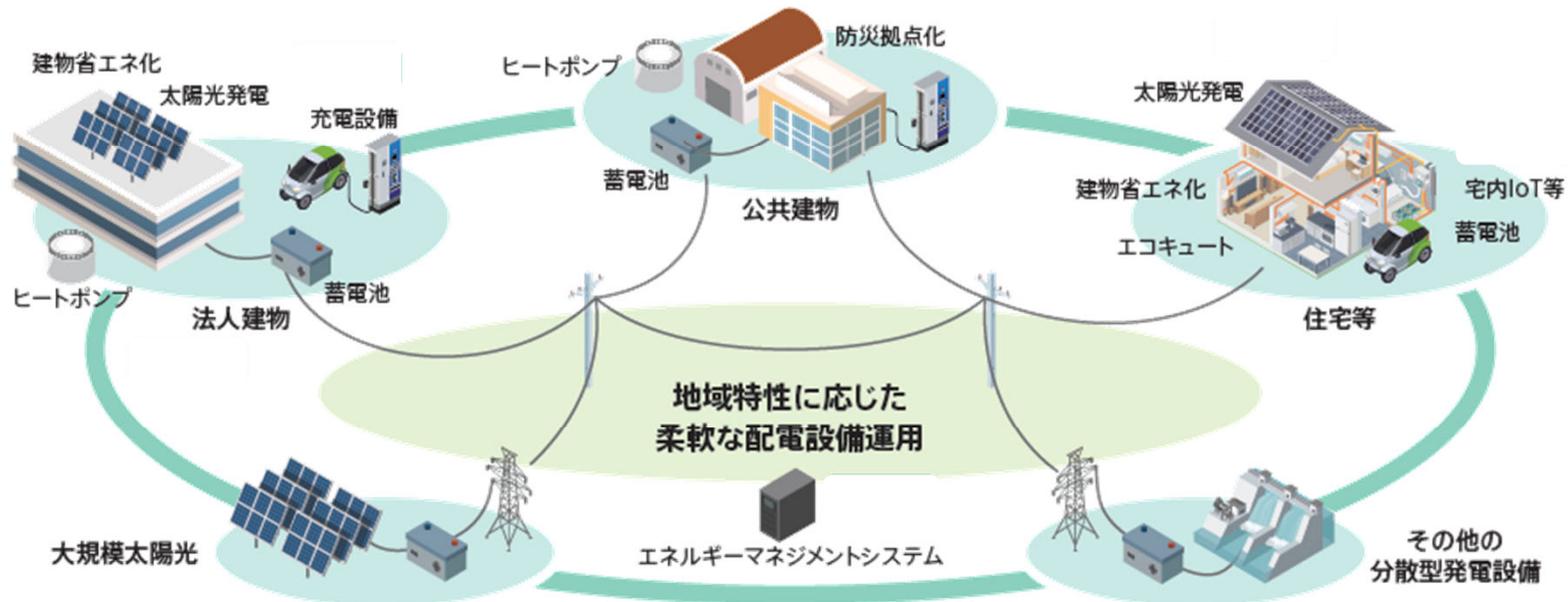
現在進行形

- ・面的なエネルギーソリューション
- ・地域全体のカーボンニュートラル化
- ・災害時の地域レジリエンス性向上を推進

将来の可能性

- ・新たなサービスを開発・実装
- ・地域価値をさらに向上

価値提供イメージ

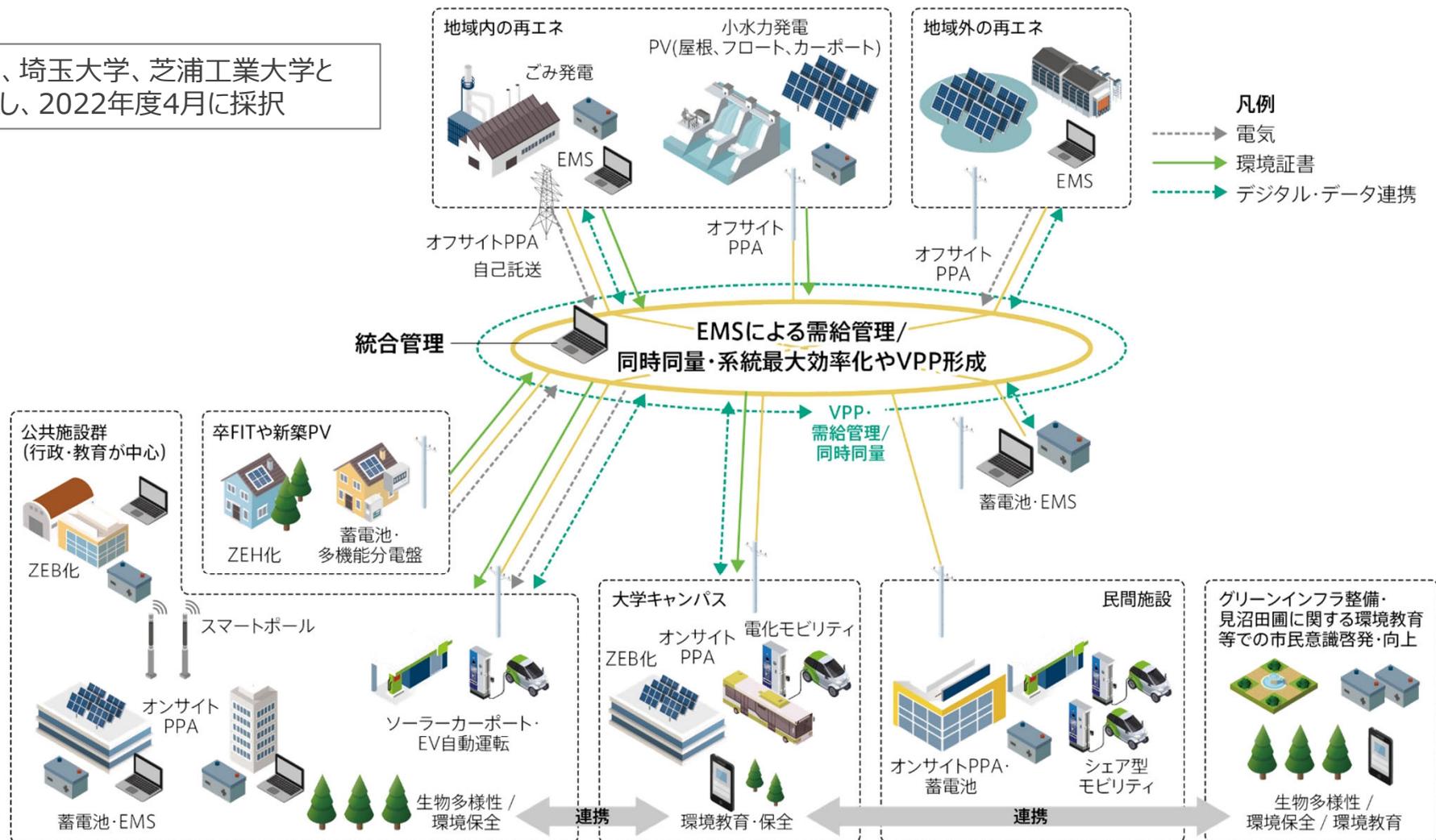


カーボンニュートラルと防災を軸とした「次世代のまちづくり」

脱炭素先行地域づくり事業への貢献（第一回採択事例）

- 全公共施設、2大学、地域の商業施設等の多様な電力需要家が、各施設に太陽光発電設備等を設置するとともに、事業者と連携したEMS（エネルギー管理システム）による需給管理のもと系統最大効率化を進めております。
- 新設のごみ発電、市内外のフロート太陽光等の多様な再エネ電源を活用し、カーボンニュートラルと防災を軸とした「次世代まちづくり」を実装し、ナレッジとして横展開してまいります。

さいたま市、埼玉大学、芝浦工業大学と
共同申請し、2022年度4月に採択



(参考) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(概要)

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和4年度予算(案) 20,000百万円(新規)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

(交付要件)

脱炭素先行地域に選定されていること 等

(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

(対象事業)

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

2. 重点対策加速化事業への支援

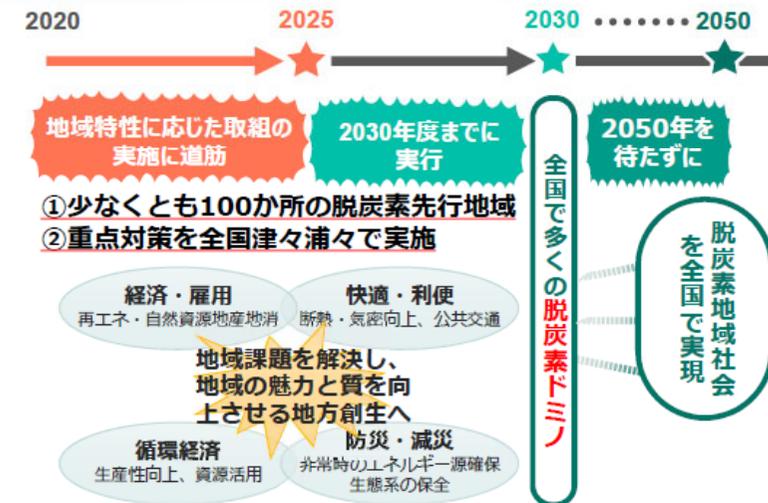
(交付要件)

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

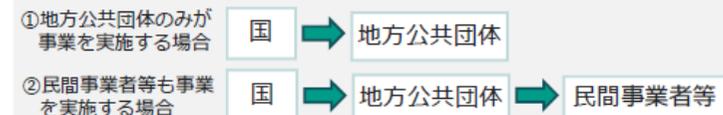
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(交付率: 脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3※、重点対策加速化事業 2/3~1/3等)
- 交付対象 地方公共団体等 ※財力指数が全国平均(0.51)以下の自治体は一部3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ



<参考: 交付スキーム>



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室 電話: 03-5521-8233

(参考) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(分類・対象)

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p>1. CO2排出削減に向けた設備導入事業(①は必須)</p> <p>① 再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等</p> <p>② 基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム等</p> <p>③ 省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備(高機能・高効率換気・空調、コジエネ等)</p> <p>2. 効果促進事業 「1. CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施(①又は②は必須)</p> <p>① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>② 地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ ゼロカーボン・ドライブ(※) (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p>
交付率	原則 2 / 3 *1	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	<p>■ 複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>■ 各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む</p>	

